

令和5年度第3回埼玉県廃棄物処理施設専門委員会 議事要旨

日 時	令和6年3月28日(木) 午後2時から3時30分まで
場 所	埼玉会館 7階 7B会議室(さいたま市浦和区高砂3-1-4)
委 員 名	荒井委員、河村委員、木村委員、藤吉委員(委員長)、安田委員
県担当者	産業廃棄物指導課(事務局) 堀口課長、田中主幹、牧嶋主査、宇津木主事 資源循環推進課(事務局) 尾崎課長、赤松副課長、中山主幹、新倉主幹、 風間主査、高橋主任
事 業 者	申請者及び関係会社の担当者(以下「申請者」という。) 8名

【1. オリックス資源循環推進課(株)の廃棄物処理施設設置許可申請について】		
質問・意見	説明、回答	
1	<p>産業廃棄物と一般廃棄物の混合処理において、ゴミ質をどのように調整するのか。 (委員)</p>	<p>産業廃棄物と一般廃棄物をごみピット内にて攪拌・混合する。また、極端に組成の異なる産業廃棄物が搬入された場合は、一時的にプラットフォームに仮置きし、分割してごみピットに入れる事でゴミ質の調整を行う。</p> <p>低位発熱量や灰分等のバラつきを攪拌・混合することで、効率よく廃棄物をガス化・熔融し、スラグ・メタルや飛灰、排ガス等の変動をできる限り抑制する。 (申請者)</p>
2	<p>廃棄物の搬入管理は重要。 搬入の事前契約で委託業者から提出された分析値に留意して、施設への搬入時における受入れチェック方法のマニュアルは作成するのか。 (委員)</p>	<p>マニュアルを作成し対応する。 現施設においても搬入物について留意すべき成分および対象搬入物を定め、定期的に分析結果を確認しており、新施設においても同様の対応を継続していく。 (申請者)</p>
3	<p>処理対象となる産業廃棄物のうち、ばいじんについては排出源によって高濃度の水銀が含まれているものがある。炉内に投入される水銀量を把握するための方策を明記すべきではないか。 (委員)</p>	<p>排出事業者と契約締結前に確認した分析結果をもとに、最大投入量を想定した上で、契約を締結する。その後、分析結果に対し、搬入頻度等を見直す必要があるかを検討し、必要に応じて顧客とも協議する。 (申請者)</p>
4	<p>水銀を含む廃棄物には、多くの種類があるが、医療系廃棄物は箱に入って排出されるた</p>	<p>契約後も、排出事業者へ、契約条件に適合しているか確認すると共に、注意喚起を行</p>

	<p>め識別が非常に難しい。高濃度の水銀を含む廃棄物の混入を抑制するために、どのような対策を行っていくのか。</p> <p>(委員)</p>	<p>う。</p> <p>また、処理委託契約書において、有害物質の濃度について一定基準を定めており、万が一基準を超過し、かつ損害を被った際には、相手方に対して、その被った一切の損害を賠償請求する旨を記載している。</p> <p>加えて、事前に基準超過等を把握できた際には、受取り拒否をすることも明記しており、この2つが契約上の防御策と考えている。</p> <p>さらに、受入れにおける事前の防止策として、エックス線検査機等により内容物を確認するといったことも検討していきたい。</p> <p>(申請者)</p>
5	<p>し尿を焼却施設で受け入れることについて環境省の見解は出ているのか。また、どのような状況での受入を想定しているのか。</p> <p>(委員)</p>	<p>環境省に対し疑義照会を行い、焼却施設においてし尿を処理することは法的に禁止されていない旨、確認している。</p> <p>(事務局)</p> <p>町の施設においてトラブルのあった際にバックアップとしての位置づけ。ただし全量ではなく、バックアップとしての短期間での受入れという想定である。</p> <p>(申請者)</p>
6	<p>地元との運営協定の改定について、進捗はどのようになっているのか。</p> <p>(委員)</p>	<p>既に複数回、地元町に設置されている特別委員会や、運営協定締結者である住民組織などに対し、当該施設の設置計画について説明を行っており、その内容について承諾を得ているところである。</p> <p>今後、申請者の申出を契機として、協定締結関係者と協議の上、運営協定の改定を進めていく。</p> <p>(事務局)</p>
7	<p>受入ピットと熔融炉がそれぞれ別棟にあるため、その間を廃棄物搬送コンベアで結ぶ計画であるが、コンベアの故障対策はどのように行うのか。</p> <p>(委員)</p>	<p>廃棄物搬送コンベアは予備を設ける計画であり、点検・修繕中であっても、熔融炉棟にあるごみ中継ピットへの廃棄物の供給は滞らない。</p> <p>また、万一、予備機も故障した場合は、ごみ中継ピットに設置した投入扉から、搬入車両で直接、廃棄物の投入を行い、運転継続を行う予定である。</p>

		(申請者)
8	同様の焼却施設のトラブル事例はあるか。 (委員)	万一、土砂のような廃棄物が一度にガス化溶融炉に投入されてしまった場合、溶融炉内の通気性が悪くなることもある。溶融炉の通気性が悪くなり、差圧が大きくなると、炉内でのガス化反応が早すぎて不安定になり、安定した操業の継続が難しくなることがある。 その場合はコークスを投入して、通気性を確保し、炉内をきれいにする。 (申請者)
9	溶融物に含まれるアルミ等を原因とした、水素爆発の事例が報告されているが、その対策をどのように考えているか。 (委員)	溶融物は、溶融炉の炉底部で1時間程度貯留される間に均質化され、1時間毎に15分間程度の時間をかけて排出される。従って、溶融物中にアルミ等が含まれる場合にも、濃度に偏りが無い状態で排出される。排出された溶融物が冷却用のジェット水流と接触する際に、溶融物中のアルミ等と水が反応し水素が発生した場合にも、一時的に大量の水素が発生することはなく、かつ、水面より上の空間は解放空間で外気と換気されており、滞留することのないような構造となっている。 (申請者)
10	当該施設における悪臭対策はどのように考えているか。 (委員)	ごみ受け入れピットの対策： ごみ受入プラットフォームにおいて、重量シャッターとシートシャッター2つのシャッターの運用による対策を実施する。台風などの強風時には、シートシャッター自体が破損する可能性はあるため、注意を払いつつ、重量シャッターとシートシャッターを使い分けながら運用していく。 処理時の対策： 臭いを伴うものは、保管の容器のままごみピットに投入する。他の廃棄物と混合時に、容器が割れた場合でも、脱臭装置で臭気の対策をしており、消臭、脱臭をできるような風量の設計、また、活性炭については定期的に年3回、交換することで臭気対

		<p>策の徹底を行う。</p> <p>また、環境測定にて敷地境界及び脱臭措置の排気口で確認した結果、活性炭の交換の周期や頻度が足りない場合は、追加も検討していく。</p> <p>(申請者)</p>
11	<p>利害関係者からの意見について石綿処理に対する不安が複数挙げられている。</p> <p>当該処理施設で石綿はどのように処理されるのか。</p> <p>(委員)</p>	<p>過去、計画施設と処理方式が同様の施設において処理試験を行い、周辺環境と、スラグ・メタルのような生成物、飛灰等で石綿の残留の有無について検証している。</p> <p>試験において投入された石綿は無害化されるといった結果であった。これは石綿の毒性は針状の形状に由来するものであるが、1,400～1,500度程度で溶け、毒性がなくなるためである。計画施設であるガス化熔融炉は、炉の下部において1,600度程度と非常に高温で溶かす特徴を有しており石綿の毒性が消失することが確認されている。</p> <p>(申請者)</p>
12	<p>処理後に得られるスラグ・メタルの流通はどのように確保するか。またスラグ・メタルからの貴金属回収などは行うのか</p> <p>(委員)</p>	<p>メタルについては含有する金属の濃度によって利用方法が変わる。</p> <p>一般的には重機のカウンターウエイトなどに利用されることが多いが、銅濃度が高い場合は、銅精錬に流通させ銅を回収する</p> <p>他、金濃度が高い場合は、金を抽出するなど、貴金属類が出てきた場合は、可能な限りしっかりと資源回収していければと考えている。</p> <p>(申請書)</p>

【2. 利害関係者からの意見について】		
	質問・意見	説明・回答
1	<p>今までの地元との運営協定で受け入れていなかった廃棄物を受け入れるようになっていたので、やめてほしい。</p> <p>(利害関係者意見)</p>	<p>新たに追加した品目を安全に処理し、周辺環境への問題がないように施設を稼働させ、埼玉県と共に確認していく。設置許可取得に際し運営協定の改定を行うことを埼玉県と協議している。</p> <p>(申請者)</p>
2	<p>ごみピットの搬入口のシャッターを二重シャッターとし、さらにカーテン状の厚手フィルムで仕切るなどの仕組みを採用してほしい。</p> <p>(利害関係者意見)</p>	<p>既存施設のプラットフォーム搬入車両出入口には、金属製オーバースライダーに加え、外側に高速シートシャッターを設置しており、二重シャッター構造となっている。シートシャッターは感知センサー式で、車両通行時のみ高速で開閉する仕組みであり、開閉時間を極力短縮する。</p> <p>プラットフォームにおける二重シャッターについては継続利用し、同じ運用を続ける。</p> <p>(申請者)</p>
3	<p>周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値が、運営協定締結当時から比べ大幅にゆるくされてしまった項目があるので、元に戻してほしい。</p> <p>塩化水素（今まで）16mg/m³N →（今回）100mg/m³N</p> <p>(利害関係者意見)</p>	<p>大気汚染防止法で定められた基準は、環境や健康被害への影響を鑑み設定されたものと考えている。その基準に対し、さらに厳しく設定された運営協定の基準値を遵守することで、環境や健康被害への影響の低減に努めていく。</p> <p>(申請者)</p> <p>大気汚染防止法で定められた排気口から排出されるばい煙の塩化水素にかかる排出基準は700mg/m³Nである。オリックス資源循環株式会社では、「大気汚染防止法第四条第一項の規定に基づき排出基準を定める条例」で県が定める200mg/m³Nより、さらに厳しい100mg/m³Nの自主基準値を設けている。</p> <p>(事務局)</p>
4	<p>今まで石綿は扱わなかったが、今回から扱うということで、測定することになったが、10f/Lとありますが、限りなく0に近い数値で24時間連続測定を求める。</p> <p>(利害関係者意見)</p>	<p>廃掃法における石綿の溶融処理は、石綿の溶融に十分な温度である1,500度以上を保つことが定められている。この基準を守ることによって石綿は無害化されるため、石綿が煙突から大気へ放出されないことを示している。そのため、溶融温度が適正であることを常時監視す</p>

		<p>ることが重要と考えている。</p> <p>更新施設のプラントメーカーにおけるシャフト炉では石綿の処理実績があり、排ガスへの悪影響がないことが確認されている。本計画施設においても1,500度以上維持することができるよう、連続的な監視を行うことで、石綿が煙突から放出されることを防ぐとともに、煙突排ガス中の石綿濃度測定については、廃棄物処理法施行規則第12条の7第14項第5号に従い、6か月に1回測定する。また、敷地境界大気中の石綿濃度については、当該施設に係る測定義務はないが、大気汚染防止法施行規則第16条の3を準用し、6か月に1回測定する。</p> <p>また、同規則第16条の2を準用し、石綿濃度10f/Lを自主基準値として設定し、遵守していく。</p> <p>(申請者)</p>
5	<p>この施設に沿った町道で駅伝やマラソン大会等が開催されるが、このようなスポーツイベントを開催することは健康に悪影響を与える為、大会を中止するか、又は、大会当日及び前日は操業を停止してほしい。</p> <p>(利害関係者意見)</p>	<p>4の回答で示した内容を遵守し、健康被害を生じることがないように努めるため、操業の停止は行わない考えである。</p> <p>(申請者)</p>
6	<p>煙突の位置が変更され、寄居町折原地区の住宅地に最も近く、マラソン大会、近隣住民の散歩コースや通勤等に利用する町道沿いの建屋で、その中でも南端の道路側で設置許可申請されているので、周辺住民の生活環境が脅かされてしまう。</p> <p>せめて煙突の位置を敷地内の北東方面(彩の国資源循環工場全体の中央に寄ることになる)に移動させる、もしくは今までの場所にして、周辺住民の生活環境を守ってほしい。</p> <p>(利害関係者意見)</p>	<p>既存施設(煙突北側)と新施設(煙突南側)において、新施設の稼働により周辺環境へ与える影響については、生活環境影響調査にて調査・予測・評価を行っている。新施設の稼働に伴う大気質の予測結果は、全ての項目で環境基準等整合を図るべき基準等に適合している。彩の国資源循環工場運営協定書に基づき決定される項目及び測定回数を遵守し、健康障害が生じることがないように努めるため、煙突の位置を変更しない考えである。</p> <p>(申請者)</p>
7	<p>「施設処理能力計算書」(6) 特別管理産業廃棄物を受入れることによるごみ質への影響とあるが、ダイオキシン類、重金属類、フッ素については記載があるが、石綿について</p>	<p>石綿は高温において熔融し処理・無害化されるため、石綿が混入することでごみ質に多大な影響を及ぼすものではないと考えている。石綿を安全に処理するため、炉内の温度を常</p>

	<p>は言及されていない。石綿混入はごみ質に多大な影響を与えるので、再検討してほしい。 (利害関係者意見)</p>	<p>時監視する。 なお、更新施設のプラントメーカーにおけるシャフト炉では、石綿の処理実績があり、排ガスへの悪影響がないことが確認されている。 (申請者)</p>
8	<p>今回初めて石綿を取り扱うことになるのであれば、彩の国資源循環工場に勤務する従業員や環境整備センター職員、特に周辺住民の肺の特に中皮腫に関わる健康調査を毎年行ってほしい。 (利害関係者意見)</p>	<p>石綿の飛散防止対策として、二重梱包された専用の指定袋をフレコンまたはドラム缶に封入された状態での受入れのみを行い、その状態のまま熔融炉内へ投入する。先の4で回答したとおり、石綿は高温にて熔融し処理・無害化されるため、炉内の温度を常時監視することで健康被害が生じないよう安全な運転を行っていく。計画施設では、石綿廃棄物の受入れ、処理を行うが、以上の対策を施すことで、石綿障害予防規則上の石綿等を取り扱う業務に該当しないことから、健康調査を実施する予定はない。 (申請者)</p>
9	<p>今回の設置許可申請書は、上記初歩的文言の間違い、斜めに印刷されているなど、初めて設置許可申請された20年ほど前のものに比べて劣化している。 また、意見書も今までEメールで出せたものが、持ち込みまたは郵送のみ、となった。 さらに、事業開始当初より取り扱うものは危険なものが増えている。意識をしっかりとって、間違いのないよう取り組んでいただきたい。 (利害関係者意見)</p>	<p>これまでの20年の操業管理の経験をもとに、引き続き法令、運営協定を遵守し、安心安全な操業を維持していく。 (申請者)</p>
10	<p>「彩の国資源循環工場 運営協定書」の内容を変更する場合には地元関係機関・住民団体等の了解が必要である。 その手続きに問題はないのか確認をし、締結内容に関して地元住民の意見を聴取し合意を得ることを原則として実行してほしい。 (利害関係者意見)</p>	<p>運営協定書の定めのとおり改定を行う場合には、引き続き地域住民の代表に相当する連合協議会の承認を得て行う予定である。 (申請者) 運営協定の変更に当たっては、オリックス資源循環株式会社からの申出により運営協定の締結者である町や住民団体と協議を行い、了承をいただいた後に、協定の変更手続を行っていく。 (事務局)</p>

11	<p>特別管理産業廃棄物では「廃石綿等」が新たに加わっている。24 時間 365 日の連続測定を行い、その数値を公開してほしい。</p> <p>(利害関係者意見)</p>	<p>4 で回答のとおり、石綿が溶融処理されていることを確認するためには、炉内温度を常時監視することが有効な方法であるため、連続測定を行わず、当該内容を遵守し、健康障害が生じることがないように努めていく。</p> <p>(申請者)</p>
12	<p>今回の申請書では環境大気の測定基準値に、大気汚染防止法での 10f/L を採用しているが、日常生活で空気中にあるアスベスト濃度は、0.1~0.3 f/L である。排出されないよう最大限の努力をするということ明記してほしい。</p> <p>(利害関係者意見)</p>	<p>4 で回答のとおり、石綿が溶融処理されていることを確認するためには、炉内温度を常時監視することが有効な方法であるため、連続測定は行わず、当該内容を遵守し、健康被害が生じることがないように努めていく。</p> <p>(申請者)</p>

【3. 次回会議の開催の要否について】		
質問・意見		説明・回答
1	<p>本会議をもって審議を終了とし、意見書の作成に入ってよいか。</p> <p>(委員長)</p>	<p>異議なし。</p> <p>(各委員)</p>